



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

明けましておめでとうございます。今年は東京オリンピックがあり、今からワクワクしますね！！今年も皆さまのお役に立てるような情報をお届けしたいと思いますので、宜しくお願い致します。

2020年1月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



進めていきますか？ 36 協定締結 & 作成

◆「時間外労働の上限規制」がいよいよ中小企業にも適用

2020年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

◆36協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

◆特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

◆提出前にチェックを受けましょう

2020年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制

について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いとなってしまいう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

2020年4月1日からの36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、協定届の各項目が実態と相違がないかをよく確認して締結しましょう。

1月の税務と労務の手続 提出期限

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出〔税務署〕
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在>〔市区町村〕
- 固定資産税の償却資産に関する申告〔市区町村〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未滿、10月～12月分>〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出〔給与の支払者（所轄税務署）〕
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え〔給与の支払者〕